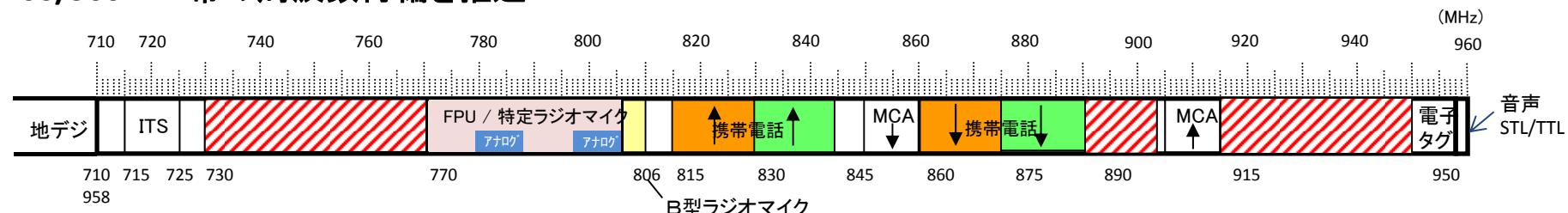


周波数再編アクションプラン平成23年度改定版 主なポイント

資料6-3

◎700/900MHz帯の周波数再編を推進



700MHz帯携帯無線通信システム (710～806MHz)	・携帯無線通信システムの技術的検討を進めとともに、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯FPU (770～806MHz)	・800MHz帯FPUの <u>移行先の周波数帯候補を1.2GHz帯又は2.3GHz帯として</u> 、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
特定ラジオマイク (770～806MHz)	・特定ラジオマイクの <u>移行先の周波数帯候補を、地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は1.2GHz帯として</u> 、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
ITS(710～770MHzの周波数帯のうち10MHz幅)	・交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する <u>車車間通信・路車間通信</u> の導入に必要となる技術基準を平成23年度中に策定する。
900MHz帯携帯無線通信システム (900～960MHz)	・平成24年7月25日から携帯無線通信システムを導入できるよう平成23年中に制度整備を行う。なお、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯MCA陸上移動通信 (850～860MHz及び905～915MHz)	・MCA陸上移動通信システムの <u>移動局側周波数の移行(905～915MHzから930～940MHz)</u> を平成24年7月25日から開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を行う。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
パーソナル無線 (903～905MHz)	・平成24年から当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日とする。
950MHz帯電子タグシステム (950～958MHz)	・920MHz帯(915～928MHz)への周波数移行(スマートメーター等のセンサーネットワークシステムの需要を踏まえて5MHz幅程度の周波数拡大を実現する)を図る。このため、平成24年7月25日から周波数移行を開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を実施する。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
950MHz帯音声STL/TTL (958～960MHz)	・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。